



公 示

公示第4号

「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について」の一部改正について

「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について」（平成21年9月30日付け公示第59号）について、別添のとおり一部改正する。

なお、この公示は、平成30年7月1日から施行する。

平成30年4月6日

北陸信越運輸局長 江 角 直 樹



貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について（新旧対照表）

新	旧
<p>公示第59号</p> <p>貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について</p> <p>貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準において別途定めることとした貨物自動車運送事業者に対する行政処分等を行うべき違反行為にかかるとして、日車数等を下記のとおり定めたので公示する。</p> <p>なお、「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等を行うべき違反行為及び違反行為に係る日車数等について」（平成16年7月9日付け北信交監第128号、北信技整第149号。以下「平成16年通達」という）は廃止する。</p> <p>平成21年9月30日</p> <p>1～10（略）</p> <p>附則（略）</p> <p><u>附則（平成30年4月6日付け公示第4号で一部改正）</u> <u>1 この公示は、平成30年7月1日から施行する。</u> <u>2 平成30年6月30日以前の違反行為については、改正前の公示に定める規定により行政処分等を行うものとする。</u></p> <p>北陸信越運輸局長 後藤靖子</p>	<p>公示第59号</p> <p>貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について</p> <p>貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準において別途定めることとした貨物自動車運送事業者に対する行政処分等を行うべき違反行為にかかるとして、日車数等を下記のとおり定めたので公示する。</p> <p>なお、「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等を行うべき違反行為及び違反行為に係る日車数等について」（平成16年7月9日付け北信交監第128号、北信技整第149号。以下「平成16年通達」という）は廃止する。</p> <p>平成21年9月30日</p> <p>1～10（略）</p> <p>附則（略）</p> <p>北陸信越運輸局長 後藤靖子</p>

別表

適用条項	反	行	為	基準日車等		備考
				再違反	再違反	
第9条	運行記録計による記録違反 記録(運行記録計による記録が必要な30乗務に対して) ① 記録なし5件以下 ② 記録なし6件以上(全て記録なしを除く。) ③ 全て記録なし 2 記録の改ざん・不実記録 3 記録の保存 ① 一部保存なし ② 全て保存なし	事	項	初違反	再違反	
第9条の3第1項～第3項	1 作成、指示又は携行の義務違反(運行指示書の作成等が必要な30運行に対して) ① 5件以下 ② 6件以上15件以下 ③ 16件以上 2 記載事項等の不備	行	項	初違反	再違反	
第4項 第10条第1項	運行指示書及び写しの保存義務違反 「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1366号。以下「指導監督告示」という。)による運転者に対する指導及び監督違反 1 「2J」以外の違反 ① 一部不適切(指導監督告示の実施状況が2分の1以上である場合) ② 大部分不適切(指導監督告示の実施状況が2分の1未満であった場合) 2 最高速度違反行為(下命又は容認に係るものを除く。) があったものに限る。(注1)(注3) 3 駐停車違反(駐停車禁止場所及び駐車禁止場所による違反をいう。以下同じ。)、自動車を離れて直ちに運転することができない状態にする行為(以下「放置駐停車違反」という。)、その他の道路交通法の違反行為(2の違反並びに過労運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転及び教習義務違反の違反を除き、道路交通法通知等があったものに限る。)(注2)(注3)	事	項	初違反	再違反	
第9条の3第1項～第3項	1 作成、指示又は携行の義務違反(運行指示書の作成等が必要な30運行に対して) ① 5件以下 ② 6件以上15件以下 ③ 16件以上 2 記載事項等の不備	行	項	初違反	再違反	
第4項 第10条第1項	運行指示書及び写しの保存義務違反 「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1366号。以下「指導監督告示」という。)による運転者に対する指導及び監督違反 1 「2J」以外の違反 ① 一部不適切(指導監督告示の実施状況が2分の1以上である場合) ② 大部分不適切(指導監督告示の実施状況が2分の1未満であった場合) 2 最高速度違反行為(下命又は容認に係るものを除く。) があったものに限る。(注1)(注3) 3 駐停車違反(駐停車禁止場所及び駐車禁止場所による違反をいう。以下同じ。)、自動車を離れて直ちに運転することができない状態にする行為(以下「放置駐停車違反」という。)、その他の道路交通法の違反行為(2の違反並びに過労運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転及び教習義務違反の違反を除き、道路交通法通知等があったものに限る。)(注2)(注3)	事	項	初違反	再違反	

別表

適用条項	反	行	為	基準日車等		備考
				再違反	再違反	
第9条	運行記録計による記録違反 記録(運行記録計による記録が必要な30乗務に対して) ① 記録なし5件以下 ② 記録なし6件以上(全て記録なしを除く。) ③ 全て記録なし 2 記録の改ざん・不実記録 3 記録の保存 ① 一部保存なし ② 全て保存なし	事	項	初違反	再違反	
第9条の3第1項～第3項	1 作成、指示又は携行の義務違反(運行指示書の作成等が必要な30運行に対して) ① 5件以下 ② 6件以上15件以下 ③ 16件以上 2 記載事項等の不備	行	項	初違反	再違反	
第4項 第10条第1項	運行指示書及び写しの保存義務違反 「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1366号。以下「指導監督告示」という。)による運転者に対する指導及び監督違反 1 「2J」以外の違反 ① 一部不適切(指導監督告示の実施状況が2分の1以上である場合) ② 大部分不適切(指導監督告示の実施状況が2分の1未満であった場合) 2 最高速度違反行為(下命又は容認に係るものを除く。) があったものに限る。(注1)(注3) 3 駐停車違反(駐停車禁止場所及び駐車禁止場所による違反をいう。以下同じ。)、自動車を離れて直ちに運転することができない状態にする行為(以下「放置駐停車違反」という。)、その他の道路交通法の違反行為(2の違反並びに過労運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転及び教習義務違反の違反を除き、道路交通法通知等があったものに限る。)(注2)(注3)	事	項	初違反	再違反	

(注1) 都道府県公安委員会から最高速度違反に係る道路交通法第22条の2第2項の規定に基づく協議又は同法第75条第3項(同法第75条の2第3項において準用する場合を含む。)⁷⁾の規定に基づく意見聴取があった場合には、その違反の事実があった日から過去3年以内、最高速度違反行為を理由とした行政処分又は文書による警告を行っていない営業所に係るものについては、文書による警告を行わないものとする。

また、同法第22条の2第2項の規定に基づく協議及び同法第75条第3項(同法第75条の2第3項において準用する場合を含む。)⁷⁾の規定に基づく意見聴取がなく、同法第108条の34の規定に基づく通知(下命又は容認に係るもの)に文書による警告を行なった場合には、過去1年以内において、同一営業所に係る当該通知件数が3件に達した場合に、大幅な最高速度違反行為(超過速度が30km/h以上(普通自動車専用道路及び自動車専用道路においては40km/h以上)以下同じ。))⁸⁾について、道路交通法通知等(下命又は容認に係るものを除く。)⁹⁾の件数が3件に達した場合にあっては、再違反の基準を適用するものとする。

② 最高速度違反行為を理由とした行政処分等を行った日から起算して3年以内、道路交通法通知等により最高速度違反行為が確認され、次の(7)又は(4)のいずれかの場合には、本処分量定に於いて、先ず行政処分分を当該適用した回数(次の回数の乗数)を適用して処分するものとする。

ただし、この場合、大型車両(最大積載量5t以上又は車両総重量8t以上)又は車両総重量8t以上のものを用いる。にあっては、1つ¹⁰⁾の最高速度違反行為を1.5件として計算するものとする。

(7) 同一営業所の車両の最高速度違反行為の件数の総和が、過去1年以内において、10件に達した場合(ただし、当該営業所に100台以上の事業用自動車(排気量引自動車)の車両数を除く。)(4)において同じ。))が配置されたに当たっては、違反件数がその配置車両数の10%に相当する件数に達した場合とする。)

(4) 同一営業所の車両の大幅な最高速度違反行為の件数の総和が、過去1年以内において5件に達した場合(ただし、当該営業所に100台以上の事業用自動車(排気量引自動車)が配置されている場合には、違反件数がその配置車両数の5%に相当する件数に達した場合とする。))

別表

適用条項	反 違 用 条 項	行 事 項 為		備 考
		初違反	再 違 反	
	③ 同一営業所の取扱いについては、通達本文1(3)を準用する。 (注2)			
	① 都道府県公安委員会から駐停車違反、放置駐停車違反その他の道路交通法の違反行為(2の違反並びに過労運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転及び教習業務違反を除く、以下同じ。)に係る同法第75条第3項の規定による意見聴取があった日から過去1年以内において、次の②による同法違反を理由とした行政処分又は文書による警告を行っていない営業所に係るものにおいて、文書による警告を行つたものとする。 また、同法第75条第3項の規定に基づく意見聴取がなく、同法第108条の34の規定に基づく通知(2の違反並びに過労運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転及び教習業務違反に係るものを除く。)のみの場合においては、過去1年以内において、同一営業所に係る当該通知件数が3件(駐停車違反、1「放置駐停車違反行為」)その他の「区分」として、同一営業所に文書による警告を行つたものとする。			
	② 駐停車違反、放置駐停車違反その他の道路交通法の違反行為を理由とした文書による警告又は行政処分を行つた日の翌日から起算して1年以内、同一営業所に係る同違反行為件数の総和が、10件(駐停車違反)、「放置駐停車違反」(その他の「区分」として)に達した場合には、本処分重定による2回目以上の基準を適用するものとする。ただし、当該営業所に100台以上の事業用自動車が存在する場合には、違反行為件数がその配置車両数の10%に相当する件数に達した場合は、違反行為件数とする。			
	③ 放置駐停車違反について道路交通法の車両の使用制限処分があった場合、この基準の適用に当たっては、当該車両使用制限処分を法の自動車等の使用停止処分とみなすものとする。			
	④ 同一営業所の取扱いについては、通達本文1(3)を準用する。 (注3)			
	2及び3の違反行為は、局長通達2(3)の「最高速度違反行為(下命又は容認に係るものは除く。)」その他の別に定める違反行為として、別途個別に処分するものとする。			
	運転者に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存			
	1 記録			
	① 一部記録なし又は記録の一部保存なし	警告 10日車 80日車	10日車 80日車	
	② 全て記録なし又は記録の全て保存なし	警告 10日車	10日車	
	2 記載事項等の不備	警告 60日車	120日車	
	3 記録の改ざん・不実記録 (削除)	警告 60日車	120日車	
	点検整備記録簿等の記載違反等			
	1 未記載(1台の1年間の定期点検等を対象とし、1回に付き1枚の記録簿)	警告 3日車×違反車両数 3日車×違反車両数	8日車×違反車両数 6日車×違反車両数	
	① 未記載3枚以下	警告	10日車	
	② 未記載4枚	警告	60日車	
	2 記載不適切	警告	10日車	
	3 記録の改ざん・不実記録	警告 60日車	120日車	
	自動車事故報告規則に規定する事故の届出違反			
	1 未届出	10日車 60日車	20日車 120日車	
	2 虚偽届出	警告	10日車	
	輸送の安全にかかわる情報の公表違反			
	10日車	10日車	20日車	
	40日車×違反車両数	40日車×違反車両数	80日車×違反車両数	
	公共の利便の阻害行為等 不当な運送条件による要求等公共の利便の阻害			
	1 職業の健全な発達を阻害する競争			
	2 健康類似違法行為を行う自家用貨物自動車の利用 健康類似違法行為を行う自家用貨物自動車補償保険 法及び雇用保険法に基づき社会保険等加入義務者が 社会保険等に未加入(注1)			
	① 未加入者1名	警告	10日車	
	② 未加入者2名	警告	20日車	
	③ 未加入者3名以上	警告	40日車	

別表

適用条項	反 違 用 条 項	行 事 項 為		備 考
		初違反	再 違 反	
	③ 同一営業所の取扱いについては、通達本文1(3)を準用する。 (注2)			
	① 都道府県公安委員会から駐停車違反、放置駐停車違反その他の道路交通法の違反行為(2の違反並びに過労運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転及び教習業務違反を除く、以下同じ。)に係る同法第75条第3項の規定による意見聴取があった日から過去1年以内において、次の②による同法違反を理由とした行政処分又は文書による警告を行っていない営業所に係るものにおいて、文書による警告を行つたものとする。 また、同法第75条第3項の規定に基づく意見聴取がなく、同法第108条の34の規定に基づく通知(2の違反並びに過労運転、酒酔い運転、酒気帯び運転、薬物等使用運転、無免許運転及び教習業務違反に係るものを除く。)のみの場合においては、過去1年以内において、同一営業所に係る当該通知件数が3件(駐停車違反、1「放置駐停車違反行為」)その他の「区分」として、同一営業所に文書による警告を行つたものとする。			
	② 駐停車違反、放置駐停車違反その他の道路交通法の違反行為を理由とした文書による警告又は行政処分を行つた日の翌日から起算して1年以内、同一営業所に係る同違反行為件数の総和が、10件(「駐停車違反」)「放置駐停車違反」(その他の「区分」として)に達した場合には、本処分重定による2回目以上の基準を適用するものとする。ただし、当該営業所に100台以上の事業用自動車が存在する場合には、違反行為件数がその配置車両数の10%に相当する件数に達した場合は、違反行為件数とする。			
	③ 放置駐停車違反について道路交通法の車両の使用制限処分があった場合、この基準の適用に当たっては、当該車両使用制限処分を法の自動車等の使用停止処分とみなすものとする。			
	④ 同一営業所の取扱いについては、通達本文1(3)を準用する。 (注3)			
	2及び3の違反行為は、局長通達2(3)の「最高速度違反行為(下命又は容認に係るものは除く。)」その他の別に定める違反行為として、別途個別に処分するものとする。			
	運転者に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存			
	1 記録			
	① 一部記録なし	警告 10日車	10日車	
	② 全て記録なし	警告	10日車	
	2 記載事項等の不備	警告 30日車	60日車	
	3 記録の改ざん・不実記録	警告 30日車	60日車	
	4 記録の保存義務違反	警告	10日車	
	点検整備記録簿等の記載違反等			
	1 未記載(1台の1年間の定期点検等を対象とし、1回に付き1枚の記録簿)	警告 3日車×違反車両数 3日車×違反車両数	3日車×違反車両数 6日車×違反車両数	
	① 未記載3枚以下	警告	10日車	
	② 未記載4枚	警告	60日車	
	2 記載不適切	警告	10日車	
	3 記録の改ざん・不実記録	警告 30日車	60日車	
	自動車事故報告規則に規定する事故の届出違反			
	1 未届出	10日車 40日車	20日車 80日車	
	2 虚偽届出	警告	10日車	
	輸送の安全にかかわる情報の公表違反			
	10日車	10日車	20日車	
	40日車×違反車両数	40日車×違反車両数	80日車×違反車両数	
	公共の利便の阻害行為等 不当な運送条件による要求等公共の利便の阻害			
	1 職業の健全な発達を阻害する競争			
	2 健康類似違法行為を行う自家用貨物自動車の利用 健康類似違法行為を行う自家用貨物自動車補償保険 法及び雇用保険法に基づき社会保険等加入義務者が 社会保険等に未加入(注1)			
	① 未加入者1名	警告	10日車	
	② 未加入者2名	警告	20日車	
	③ 未加入者3名以上	警告	40日車	

別表

適用条項	反 行 事 項 為	基準日車等		備 考
		初違反	再 違 反	
法第39条の2第3項	地方貨物自動車運送適正化事業実施機関からの資料提出等について拒んだ場合	60日車	120日車	
法第39条の3第2項	地方貨物自動車運送適正化事業実施機関からの適正化事業のための資料提出等について拒んだ場合	60日車	120日車	
法第59条第1項	許可条件違反 1 運輸開始期限違反 2 健康保険法、厚生年金保険法、労働者災害補償保険法及び雇用保険法に基づく社会保険等加入義務者が ① 未加入者1名 ② 未加入者2名 ③ 未加入者3名以上 3 その他の条件違反 (注) ①「社会保険等」とは、健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険又は雇用保険をいう。 ②「社会保険等に未加入」とは、健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険又は雇用保険のいずれかの未加入をいう。	警告 警告 20日車 40日車 20日車	局長通達6(1)⑦による 10日車 40日車 80日車 40日車	
法第60条第1項	報告義務違反 ① 未報告 ② 虚偽の報告	警告 60日車	10日車 120日車	

別表

適用条項	反 行 事 項 為	基準日車等		備 考
		初違反	再 違 反	
法第39条の2第3項	地方貨物自動車運送適正化事業実施機関からの資料提出等について拒んだ場合	警告	10日車	
法第39条の3第2項	地方貨物自動車運送適正化事業実施機関からの適正化事業のための資料提出等について拒んだ場合	警告	10日車	
法第59条第1項	許可条件違反 1 運輸開始期限違反 2 健康保険法、厚生年金保険法、労働者災害補償保険法及び雇用保険法に基づく社会保険等加入義務者が ① 未加入者1名 ② 未加入者2名 ③ 未加入者3名以上 3 その他の条件違反 (注) ①「社会保険等」とは、健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険又は雇用保険をいう。 ②「社会保険等に未加入」とは、健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険又は雇用保険のいずれかの未加入をいう。	警告 10日車 20日車 20日車	局長通達6(1)⑦による 20日車 20日車 40日車 40日車	
法第60条第1項	報告義務違反 ① 未報告 ② 虚偽の報告	警告 40日車	10日車 80日車	